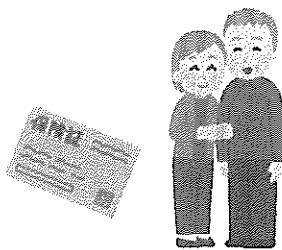


令和元年6月14日

## 回覧

後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ



**今年度より保険証を簡易書留で送付します**

現在お持ちの後期高齢者医療の保険証は、有効期限が今年の7月31日までとなっています。8月以降の保険証については、今年度より簡易書留で送付いたします。7月上旬より順次発送予定ですので、よろしくお願ひいたします。

### ・簡易書留郵便とは

普通郵便のように郵便物を各家庭の郵便受けに入れるのではなく、郵便局の配達員が直接手渡しする方法です。受取の際、受領印が必要です。



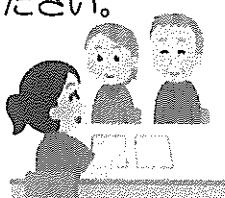
### ・配達時にご不在の場合

保険証配達時にご不在の場合は、郵便局の配達員が不在連絡票を置いて行きますので、ご都合のいい日に再配達を希望されるか、直接所管の郵便局でお受け取りください。



### ・郵便局での保管期間が過ぎた場合は

郵便局への連絡が遅れるなど、郵便局での保管期間が過ぎた場合、保険証は役場に返送されます。保管期間経過後は、期限切れの古い保険証をご持参のうえ、滑川町役場町民保険課年金国保担当（5番窓口）でお受け取りください。



※保険料の決定通知につきましては例年通り普通郵便で発送いたします。

お問い合わせ先：町民保険課年金国保担当 TEL 0493-56-2210